

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	年金生活者支援給付金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東浦町は、年金生活者支援給付金関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いにより個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東浦町長

公表日

令和5年10月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金関係事務
②事務の概要	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、所得額等が一定の基準を下回る年金受給者に年金生活者支援給付金の支給に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 日本年金機構から国民健康保険団体連合会経由で国民年金等の受給者データが送付されるため、そのデータ所得情報を付加し送付する事務
③システムの名称	1 国民年金システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び第3項 別表第1「95」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第68条の2 番号法別表第一第95項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、受給資格者等の情報に所得情報等を付加する事務は市町村が行うため、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 総務部 総務課 電話番号 0562-83-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 健康福祉部 保険医療課 電話番号 0562-83-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	東浦町は、年金生活者支援給付金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	東浦町は、年金生活者支援給付金関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取り扱いにより個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)及び国民年金に関する法律、条例に基づき、年金生活者支援給付金の受給資格者等の収入状況に関する情報提供を行う。 特定個人情報ファイルは、年金生活者支援給付金の支給に関する法律及び国民年金に関する法律、条例の規定に従い、次の事務に利用している。 1 日本年金機構からのデータ取り込み、データの提供 2 所得情報の提供 3 住基情報の提供	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、所得額等が一定の基準を下回る年金受給者への、年金生活者支援給付金の支給関係事務を行う。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 日本年金機構から国民健康保険団体連合会経由で国民年金等の受給者データが送付されるため、そのデータ所得情報を付加し送付する事務	事前	
平成28年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民年金システム 2 中間サーバ 3 統合宛名システム	1 国民年金システム 2 統合宛名システム	事前	
平成28年1月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第1「95」番号法別表第一第95項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、受給資格者等の所得情報等の提供は市町村が行うため、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1「95」番号法別表第一第95項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、受給資格者等の情報に所得情報等を付加する事務は市町村が行うため、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	事前	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	
平成28年1月15日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 別表第2「117」 (情報照会) 該当なし	なし	事前	
平成28年1月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成27年10月5日時点	事後	
平成28年1月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成27年10月5日時点	事後	
平成29年7月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険医療課長 稲生 博子	保険医療課長 山本 優	事後	
平成29年7月5日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年7月5日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月5日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年7月5日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月5日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成30年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民年金システム 2 統合宛名システム	1 国民年金システム 2 中間サーバ 3 統合宛名システム	事前	
平成30年12月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成30年12月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成30年12月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険医療課長 山本 優	保険医療課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1「95」 番号法別表第一第95項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、受給資格者等の情報に所得情報等を付加する事務は市町村が行うため、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び第3項 別表第1「95」 番号法別表第一第95項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、受給資格者等の情報に所得情報等を付加する事務は市町村が行うため、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	事後	
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和2年10月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び第3項 別表第1「95」 番号法別表第一第95項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、受給資格者等の情報に所得情報等を付加する事務は市町村が行うため、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び第3項 別表第1「95」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第68条の2 番号法別表第一第95項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、受給資格者等の情報に所得情報等を付加する事務は市町村が行うため、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	事後	
令和2年10月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年10月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年10月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年10月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年8月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年10月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年10月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年4月1日時点	事後	